

国分寺市教育委員会議事録・第5号

会議の種類 第4回国分寺市教育委員会定例会
会議の日時 令和3年4月15日(木) 午前9時30分
会議の場所 国分寺市立教育センター 2階 203・204号室

会議の出席者

(教育委員会)

| | |
|----------|---------|
| 教育長 | 古 屋 真 宏 |
| 教育長職務代理者 | 富 山 謙 一 |
| 委 員 | 大 木 桃 代 |
| 委 員 | 辻 亜 希 子 |
| 委 員 | 藤 井 健 志 |

(説明員)

| | |
|--------------|---------|
| 教育部長 | 一ノ瀬 理 |
| 教育総務課長 | 廣 瀬 喜 朗 |
| 学務課長 | 日 高 久 善 |
| 学校指導課長 | 富 永 大 優 |
| 学校教育担当課長 | 大 島 伸 二 |
| 指導主事 | 野 村 宏 行 |
| 指導主事 | 渡 辺 大 輔 |
| 社会教育課長 | 柳 功 一 |
| ふるさと文化財課長 | 高 杉 強 |
| 公民館課長兼本多公民館長 | 本 多 美 子 |
| 図書館課長兼本多図書館長 | 櫻 井 明 徳 |

(事務局)

| | |
|-----|---------|
| 書 記 | 佐々木 理絵子 |
| 書 記 | 富 永 菜 月 |
| 書 記 | 山 口 徹 |

傍聴人 1人

〔開会と署名委員の指名〕

午前9時30分、教育長は開会を宣言し、署名委員として1番辻委員、3番富山教育長職務代理者を指名した。

〔前会議事録の承認〕

・令和3年2月25日開催の令和3年第2回国分寺市教育委員会定例会議事録第3号

〔教育長等の報告〕

教育長 改めまして、こんにちは。本日も大変お忙しい中、お集まりいただきましてありがとうございます。4月6日に始業式、小学校の入学式、4月7日に中学校の入学式が行われ、無事スタートを切りました。児童生徒数8,157人の新たなスタートになりました。ただ、今年度も新型コロナウイルス感染症対策を徹底しながらの教育活動になっております。昨今その感染もまた拡大傾向にあり、心配をされていますが、対応をしっかりと行っていききたいと思います。

また、今年度はGIGAスクール構想によるICTの活用がいよいよ本格実施をされ、タブレットパソコンの有効利用もしっかりと行い、進めていききたいと思います。子どもたちの命と安全を第一にしながら、新しい教育の創造に向けて教育委員会も全力を尽くしてまいりたいと思います。委員の皆様方にも是非御支援をいただけたらと思います。本年度もよろしく願いいたします。

〔議事〕

1 議案第22号 専決処分の承認について<教育長提出>

(議案の内容と説明)

令和3年4月1日よりふるさと文化財担当課長の廃止及び学校教育担当課長を設置するに当たり、その分掌事務について国分寺市教育委員会事務局処務規則に位置付けるため、緊急に同規則の一部改正を行う必要があり、専決処分したものである。

教育総務課長 資料をおめくりいただきたいと思います。国分寺市教育委員会事務局処務規則の新旧対照表を御覧ください。改正箇所につきましては下線とゴシック体で示しております。規則、別表第2の全部改正を行うもので、「教育部ふるさと文化財担当課長」を「教育部学校教育担当課長」に改めております。

また、裏面の国分寺市教育相談室設置規則の新旧対照表を御覧ください。教育委員会事務局処務規則の一部改正規則の本則の改正に基づきまして、他の教育委員会規則の改正が必要となりましたので、処務規則の一部改正規則の附則におきまして、教育相談室設置規則第4条第1項第2号を「統括指導主事」から「学校教育担当課長」に改めております。御審議のほど、よろしく願いいたします。

(意見・質疑の要旨)

大木委員 新旧対照表を拝見いたしますと、ふるさと文化財担当課長が、学校教育担当課長に変更したかのように見えるのですが、関係性や経緯などございましたら御説明ください。

教育総務課長 ふるさと文化財課長のポストにつきましては、そのまま学校教育担当課長のポストに変わるということではございません。あくまで、ふるさと文化財担当課長のポ

ストを3月末日で廃止し、新たに4月1日から別の学校教育担当課長のポストを設置するという改正でございます。

大木委員 それでは、ふるさと文化財担当課長が学校教育担当課長に変わったということではなく、ふるさと文化財担当課長が廃止になり、学校教育担当課長が新設されたということで、両者の間に特に関係性はないと、解釈してよろしいでしょうか。

教育総務課長 そのとおりでございます。

大木委員 はい、承知いたしました。

富山教育長職務代理者 教育部ふるさと文化財担当課長の分掌事務は、(1)文化財保護の企画及び調整に関することと、(2)史跡地の管理及び公有化に関することというのが、ふるさと文化財課に属する分掌事務ですが、これがなくなったということは、その前の別表1を見ますと同じ文言が入っていますので、ここでは廃止になっているが、ふるさと文化財課の分掌事務に変更はないという理解でよろしいですか。

教育総務課長 おっしゃるとおりでございます。今まで担当課長に位置づけられていた分掌事務については、引き続きふるさと文化財課長でそのまま引き継いで、実施します。

富山教育長職務代理者 もう1つ、相談室について4条の、(1)の「略」は相談室長ですが、指導課長が充て職として入ってきます。そして(2)の今度新設されました教育部学校教育担当課長が課長になります。相談室の中に課長が2人いることになります。この際の事案決定順位は、この順番どおりで(1)の指導課長が事案決定の上部になり、事案決定の2番目にこの学校教育担当課長が入るという理解でよろしいですか。

教育総務課長 こちらにつきましては、相談室の設置について規定をしたものでございます。あくまでもこの第4条は、組織として学校指導課の所管として職員を置くという規定でこの並びになってございます。学校教育担当課長と相談室長で様々協議があると思えますが、その中で重要事項を決定していくという認識をしております。

(採決)

原案どおり可決(全員一致)

2 議案第23号 専決処分の承認について<教育長提出>

(議案の内容と説明)

国分寺市コミュニティ・スクール協議会規則(平成25年教委規則第5号)第4条第1項の規定に基づき、令和3年4月1日より委員の任命を行う必要があり、専決処分したものである。

学校教育担当課長 コミュニティ・スクールにおける学校運営協議会は、保護者や地域住民の意見を学校運営に反映し、地域とともにある学校づくりを実現するための仕組みとなっております。国分寺市におきましては国分寺市立小学校4校にコミュニティ・スクール協議会を設置しております。このたび、協議会委員を4月1日から任命して学校運営を進めていく必要があり、専決処分をさせていただきました。資料は、第五、第七、第八、第九小学校のコミュニティ・スクール協議委員会委員名簿となります。

それでは、第五小学校の委員名簿を御覧ください。第五小学校ではPTA会長や公民館長の交代、教職員の追加を行い新任が3人となっております。

次ページの第七小学校の委員名簿を御覧ください。第七小学校では識見者として元高等専門学校長の天野徹さん、前第七小学校長の藤原栄子さん、また、地域住民として自治会

役員の浅見正一郎さん、地域スポーツ団体代表の松田和弘さんが新任となっております。他にもPTA副会長や学校及び市の職員の担当が交代したことにより、合わせて10人が新任となっております。

おめくりいただきまして、裏面の第八小学校の名簿を御覧ください。第八小学校では地域住民として、学校支援コーディネーターの飯田さとみさんが新任となっております。加えて公民館長やPTA会長、担当教員の交代により新任が5人となっております。

次のページ、第九小学校の名簿を御覧ください。第九小学校ではPTA会長や公民館長の交代で新任が2人となっております。御審議のほどよろしく願いいたします。

(意見・質疑の要旨)

富山教育長職務代理者 今説明がありましたように、地域とともに運営する学校づくりは、現在及び将来において大変期待された組織だと思っています。その中では、保護者や地域、PTAなどが連携しながら、学校をつくり上げていきます。当然そこには男性と女性がいいます。男女平等共同参画社会を施行したときに、両性が入っているほうがよいと思います。充て職ですから両性が入るのは大変難しく、差が出ると思います。今回見えますと、どの学校も3割程度までは確保されているため、随分努力し、知恵を出したことが良かったと思います。

学校教育担当課長 どの学校も男女比率は考慮しながら、選定をさせていただいていると思います。第五小学校で男性の比率が80%、女性が20%という状況ではございますが、第五小学校についてはできたばかりということもございまして、今後まだ4人程度枠はあります。今後、その点についても考慮をさせていただきたいと考えております。

(採決)

原案どおり可決(全員一致)

3 議案第24号 専決処分の承認について<教育長提出>

(議案の内容と説明)

国分寺市学校教職員労働安全衛生管理規則(令和3年教委規則第6号)第19条第1項の規定に基づき、令和3年4月1日より国分寺市立第四小学校衛生委員会委員を任命する必要がある、専決処分したものである。

学校指導課長 それでは、裏面の令和3年度国分寺市立第四小学校衛生委員会名簿を御覧ください。第四小学校は、常時50人以上の職場のため、国分寺市学校教職員労働安全衛生管理規則第17条第1項の規定に基づき、令和3年4月1日より国分寺市立第四小学校衛生委員会を設置し、委員を任命する必要があります。そのため専決処分をいたしました。

規定に基づき任命した委員は、その名簿のとおりでございます。御審議のほどよろしく願いいたします。

(意見・質疑の要旨)

なし

(採決)

原案どおり可決(全員一致)

4 議案第 25 号 令和 3 年度国分寺市一般会計補正予算案について<教育長提出>

(議案の内容と説明)

地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和 31 年法律第 162 号)第 29 条の規定に基づき、教育委員会の意見として市長に述べる必要がある。

教育総務課長 議案文の裏面に資料がございますが、教育委員会の補正案件、予算案件につきましては、歳入が 2 課 3 件、歳出が 3 課 8 件でございます。

歳入につきましては、教育総務課にて取りまとめて御説明させていただき、歳出につきましては各担当課より御説明をさせていただきます。

資料 1 ページ目、一般会計補正予算案総括表の歳入の総括表を御覧ください。学校指導課 2 件、公民館課 1 件の計 3 件でございます。1 件目の都支出金、教育費都補助金として教育指導費補助金 280 万 1,000 円、同じく 2 件目の都支出金、教育費委託金として教育方法等改善研究委託金 164 万 5,000 円につきましては、事業を実施する学校が決定されたことによる東京都からの補助金として、増額補正をするものでございます。また 3 件目、公民館課の都支出金、教育費委託金の教育方法等改善研究委託金 27 万 9,000 円につきましては、人権教育推進調査研究事業の委託金の皆増により、増額補正をさせていただくというものでございます。

次のページの歳出の総括表を御覧ください。教育総務課は 2 件でございます。1 件目は追加購入が必要となる G I G A スクール用タブレット端末のキャリングバッグと、AC 電源に関する需用費が 168 万 8,000 円及び今年度から始まります G I G A スクール用タブレット端末の各児童生徒の自宅での学習活用に当たりまして、就学援助費の受給世帯のうち、自宅に W i - F i 環境のない児童生徒のネット環境を整備するため、今年度分のモバイルルータ使用料の役務費 223 万 5,000 円を計上し、合計 392 万 3,000 円の増額補正を行いたいというものでございます。

当課 2 件目、令和 3 年 3 月 31 日に可決、成立いたしました公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律の一部改正法の施行に伴いまして、35 人学級に向けた教室不足の解消のための校舎増築工事の設計委託に伴う委託料 1,755 万 9,000 円の増額補正を行いたいというもので、第七小学校 1 校が対象となっております。

続きまして、学校指導課から御説明をさせていただきます。

学校指導課長 学校指導課について御説明をさせていただきます。学校マネジメント強化モデル事業について 280 万 2,000 円の増額補正をお願いいたします。学校マネジメント強化モデル事業対象校決定に伴う報酬と旅費の増額でございます。補助率は東京都から 10 分の 10 となります。本事業につきましては、東京都の働き方改革の一環として副校長の多忙な状況の解消に向け、副校長補佐を任用し事務の支援を行うものでございます。当初予算の 4 校に加え今回 2 校の追加申請、及び一部勤務時間の増加が東京都で決定したことによる増額でございます。

続いて、項番 2 に移ります。学校と家庭の連携推進事業について 34 万 6,000 円の増額補正をお願いいたします。本事業対象校決定に伴う報償費の皆増となります。補助率は東京都から 10 分の 10 となります。本事業は生活指導上の課題に対応するため、児童、保護者の相談及び支援体制を構築することを目的としております。

続きまして、持続可能な社会づくりに向けた教育推進校事業について 25 万円の増額補正をお願いいたします。補助率は東京都から 10 分の 10 となります。昨年度から引き続き第一

中学校が、東京都の持続可能な社会づくりに向けた教育推進校として指定を受けております。中学校では今年度から全面実施された学習指導要領で、生徒が持続可能な社会の担い手になることが期待されております。本事業では持続可能な社会づくりに向け、自然環境や地域、地球規模等の諸課題について、生徒一人ひとりが自らの課題として考え、解決していくための能力や体力の育成を図るとともに、取組の普及啓発を図ってまいります。

最後に、オリンピック・パラリンピック教育推進校事業について、105万円の増額補正をお願いいたします。補助率は東京都から10分の1となります。令和3年度は小中学校全校が推進事業実施校になるとともに、第一小学校が文化プログラム実施校にも指定をされました。

公民館課長兼本多公民館長 社会教育費、公民館事業に要する経費27万9,000円の増額補正をお願いするものです。こちらにつきましては、人権教育推進のための東京都の調査研究委員会におきまして、地域における人権学習モデルプログラムを実施することになりまして、その事業を国分寺市が受託することになりました。そのための報酬、報償費、需用費の増額補正となります。

続きまして、公民館の施設維持管理に要する経費26万9,000円の増額補正をお願いするものです。こちらにつきましては、GIGAスクール用のタブレット端末を公民館で使用する際のモバイルルータ使用料に伴う役務費の増額補正となっております。

教育総務課長 御審議のほど、よろしくをお願いいたします。

(意見・質疑の要旨)

教育長 説明が終わりました。御意見、御質問等ございましたらお願いをいたします。いかがでしょうか。

辻委員 学校指導課に伺います。2番目の学校と家庭の連携推進事業対象校決定に伴う報償費の皆増というところで、生活指導上の課題に対応するための指導などおっしゃっていたのですが、具体的にはどのようなことが行われるのか教えていただければと思います。

学校指導課長 事業内容としまして、学校と家庭の連絡推進委員会を学校に設置いたします。その上で、家庭と子どもを支援するための支援委員を配置します。また、その取組について、助言等をしていただくスーパーバイザーを配置することになります。特にこの支援委員の職務や任務につきましては、東京都から例が出ており、不登校児の家庭訪問による児童生徒及びその保護者への相談、助言、並びに登校後の子どもたち、児童及び生徒への個別指導並びにその保護者への相談、助言について支援委員が取り組んでいくこととなります。

また、先ほどのスーパーバイザーにつきましては、学識の方をお呼びして、講師として指導、助言していただくという取組でございます。

辻委員 そうすると今年度は、主にその不登校の児童に対する対応として事業を進めていくという理解でよろしいですか。

学校指導課長 不登校も含めまして、家庭として何か支援が必要なところに手を差し伸べていく。相談に乗ったり助言したりします。

辻委員 不登校に限らず、家庭で何か困り事を抱えていて、学校と連携することによって、課題が解決するのではないかと思われるような事案に対応していくということですか。

学校指導課長 おっしゃるとおりでございます。

辻委員 不登校の児童はいろいろな学校にいると思います。また、そういった家庭と連携

することによって、改善が図られるようなケースはいろいろな学校にあると思うのですが、今年度、対象になるのは金額の規模から1校を想定されていますか。

学校指導課長 今年度は、こちら1校のみになります。

辻委員 もし、1年行い、非常に良い成果が得られた場合、是非他の学校にも広がってあげばよろしいなと思いました。

学校指導課長 今年度1校で取り組みまして、その成果については市内の校長会等で共有していくとともに、必要に応じて学校で必要なことを協議していただいて、必要であれば申請をしていきます。

辻委員 続いて、公民館課に伺います。地域における人権学習モデルプログラムに関する事業を受託することになったのですが、公民館は従来継続的に人権に関する学びに、取り組んできたと思います。これをさらに発展させるため、事業が始まるという理解でよろしいでしょうか。

公民館課長兼本多公民館長 これまでも公民館の事業として人権に関する事業に取り組んでまいりましたが、今回は、東京都の研究テーマに協力することで、市の事業としての発展も期待できます。東京都において、令和2年度に人権教育推進のための調査研究委員会が設置されました。こちらの委員会で、モデルプログラム、モデル事業を通して調査研究を行うために光公民館が選ばれました。そのため、都のテーマの一つである人権課題についての効果的な学習の在り方、学習方法、学習プログラム等を実施するための補正となっております。

学習プログラムは、既に幾つか企画が出ており、光公民館で受託しております。国分寺市で受けるということで、国分寺市についてもっと知りたい、障害のある方の人権、LGBT、性的マイノリティの理解など様々なテーマがあります。現状に合ったテーマをもとに、プログラムをつくってやってみようという内容です。

辻委員 国分寺市の公民館がさらに高い学習をする場として発展する素晴らしい取組だと思いますので、是非アピールやPR活動も積極的にしていただいて、多くの方に御参加いただけるとよいと思います。よろしくお願いいたします。

教育長 東京都に指定していただいているので、このモデルプランをつくり、また東京都全体に発信をする役割があるので、是非頑張っていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

藤井委員 学校指導課の1番の学校マネジメント強化モデル事業対象校決定に伴う報酬と旅費の増の部分において、副校長補佐のお話がありましたが、私も本当に副校長先生に頼り、第四小学校のPTA役員の時、学校、地域運営協議委員の時、ファクスのやり取り、電話問い合わせ、学校だよりもわざわざ私の家まで、ポスティングに来ていただきました。

副校長先生は大変だと常々思っていたのですが、もう少し具体的に、補佐や、どの業務のどの部分を強化すると副校長の業務が軽減になるのかなど、具体的にお伺いできたらうれしいです。

学校指導課長 副校長補佐につきましては公募をいたしまして、資格等については特に制限はございません。ただ、学校としましては元学校の管理職の方に来ていただけると、校務に精通しておりますので、そのような方をお願いしたいと考えておりますが、特に公募の際に、条件の縛りはないという状況でございます。

もう1点の具体的な内容について、現在、副校長補佐が入っている学校において、副校長は様々な業務がございます。出勤簿の整理の手伝い、様々な文章の取りまとめなどを、行

っていただいています。他にも学校によって、副校長の業務を補佐しています。

教育長 もう既に配置されているところでは、元校長先生が副校長補佐として配置されている学校もあり、非常に戦力になっているというお話を伺っております。今回2校が新たに配置をされて、時間数の増もあるようです。そのための補正になります。

富山教育長職務代理人 教育総務課の七小の設計委託の件ですが、これは令和3年度に設計をして、令和4年度が工事、令和5年度から子どもが使用するということでしょうか。今後の予定、流れについて教えてください。

教育総務課長 今後の予定ですが、ここで補正予算を市議会にお認めいただいた後に、基本設計、実施設計に入り、次年度において工事議案を、議決をいただいた後に、工事契約を締結して着工していくという流れになるかと思えます。

現状、はっきり申し上げられない部分もありますが、工期の関係もございまして令和5年の7月を目途に、新たに増築した校舎が使用できると考えており、その間は、学校と調整をしながら各教室の確保などを当課とともにやっていきたいと考えてございます。

教育長 これから設計に入りますので、その設計に基づいて工事期間が決まります。今のところは粗々の計画と捉えていただけたらと思っております。

急遽、国で35人学級への移行もスタートしましたので、それに本市も対応していかなくてはいけないということがございますので、御理解いただけたらと思えます。

(採決)

原案どおり可決(全員一致)

5 議案第26号 令和3年度国分寺市公立学校運営協議会委員の委嘱について<教育長提出>

(議案の内容と説明)

国分寺市公立学校運営協議会設置要綱(平成13年教委要綱第1-2号)第3条に基づき、国分寺市公立学校運営協議会の委員を委嘱する必要がある。

学校教育担当課長 1枚おめくりください。各校の学校運営協議会委員の名簿を添付しております。委員は校長、副校長の異動やPTA役員の交代なども含め、学校によって1人から4人程度の方が新任となっております。一番多いところで、第三小学校で8人中4人が新任となっておりますが、民生・児童委員の中村朋子さん以外の新任は、他の学校と同様校長やPTA会長等の交代によるものとなっております。また、定員8人中6人や7人の委員となっている学校の中には、現在委員の方への承諾の確認に時間がかかり、今回の名簿に記載ができていない学校もございます。今後連絡がとれ次第、新たに追加で委員を委嘱する予定ですが、その際は改めて教育委員会で御提案をさせていただきます。御審議のほどよろしくお願いたします。

(意見・質疑の要旨)

なし

(採決)

原案どおり可決(全員一致)

6 議案第27号 令和4年度使用教科用図書の採択要項の制定について<教育長提出>

(議案の内容と説明)

令和4年度使用教科用図書の採択要項について、決定する必要がある。

野村指導主事 2枚おめくりいただき、1ページを御覧ください。令和4年度使用教科用図書採択の概要です。令和4年度使用教科用図書の採択は、小中学校、特別支援学級で使用するものについて行います。小中、特別支援学級用の一般図書については特に支障があり、現在使用しているものより、明らかに優れたものがある場合には採択替えを行うことができるとされています。採択までは下から上に向かって進めます。

次に、4ページを御覧ください。令和4年度使用教科用図書の採択要項です。各特別支援学級設置校におきまして一般図書の調査研究を進め、その調査結果を教科用図書選定資料作成委員会に報告します。本委員会から8月12日の教育委員会にて、教科用図書選定資料について報告いたします。

5ページ以降は調査研究の進め方や、各種様式等を添付させていただきましたので御確認ください。御審議のほどよろしく願いいたします。

(意見・質疑の要旨)

教育長 説明が終わりました。御意見、御質問等ございましたらお願いをいたします。

今年度については、特別支援学級の教科用図書の採択になりますので、学校教育法附則第9条の規定に基づくものでございます。特に一般図書が関わっているため、御審議をお願いするものでございます。よろしいでしょうか。

(採決)

原案どおり可決(全員一致)

7 議案第28号 欠員補充に伴う国分寺市史跡武蔵国分寺跡保存整備委員会委員の委嘱について<教育長提出>

(議案の内容と説明)

国分寺市史跡武蔵国分寺跡保存整備委員会委員に欠員が生じたため、国分寺市史跡武蔵国分寺跡保存整備委員会設置条例(平成23年条例第26号)第3条第1項の規定に基づき、委員を委嘱する必要がある。

ふるさと文化財課長 裏面を御覧いただきたいと思います。新規委嘱委員の候補者名簿となります。本委員会の委員として史跡周辺にお住まいで、史跡の状況や実態をよく御理解されております。武蔵国分寺史跡地主会の会長が適任としてこれまで継続して委員の就任をお願いしてまいりました。ここで会長の交代がございましたので、候補者名簿に記載のとおり、武蔵国分寺史跡地主会の新会長であります永澤公雄氏を、識見を有する委員として新たに委嘱をしたいと考えております。

任期は、前任者の残任期間であります令和4年7月7日までで、本日、教育委員会で御承認をいただければ、速やかに委嘱の手続きを行いたいと思っております。

なお、次ページには、御参考に新期委員を含めた10人の名簿(案)をつけております。御審議のほど、よろしく願いいたします。

(意見・質疑の要旨)

教育長 今回、地主会の会長が交代し、永澤公雄さんが新たに会長になられたことの御審

議です。

前任者も永澤さんだったのですね。

ふるさと文化財課長 そうです。同じ、お隣ということで。

教育長 同じ名字で、今度は永澤公雄さんということです。

(採決)

原案どおり可決(全員一致)

8 議案第 29 号 国分寺市公民館運営サポート会議委員の委嘱について<教育長提出> (議案の内容と説明)

国分寺市公民館運営サポート会議設置要綱(平成 27 年要綱第 2 号)第 3 条に基づき、国分寺市公民館運営サポート会議委員を委嘱する必要がある。

公民館課長兼本多公民館長 第 3 期サポート会議委員の任期が本年 4 月 30 日で終了することに伴いまして、第 4 期の委員を委嘱する必要があるための議案となります。

資料をおめくりいただきまして、各 5 館の名簿を添付しておりますので順を追って説明いたします。任期は 2 年でございまして、令和 3 年の 5 月 1 日から令和 5 年の 4 月 30 日までとなります。委員区分といたしましては、1 号委員は公民館の利用者、第 2 号は地域団体の代表者、第 3 号は学校教育の関係者、第 4 号は社会教育の関係者となっております。

初めに、本多公民館から説明をいたします。こちらは 10 人の委員の中から 4 番目の岩崎文子委員、そして 5 番目の中山哲也委員は第 1 号の新任の委員となります。第 8 番目の鶴田委員、こちらは第 2 号の学校の P T A の副会長をしていただいております方からの選出で、新任となっております。9 番目、花田委員につきましては、学校教育の関係者第 3 号として、中学校長としての新任委員として選出されております。

続きまして、恋ヶ窪公民館につきましては、1 番目の葛西委員、そして 2 番目の鈴木委員が第 1 号の公民館の利用者として新任となります。また 4 番目の新藤委員は第 2 号、地域団体の代表者です。6 番目、赤羽委員、7 番目、長坂委員は第 2 号、地域団体の新任となります。8 番目の橋本委員は、学校の五小の校長先生として新任で入っていただいております。

続きまして、光公民館です。こちらにつきましては 1 番目、宮川委員、そして 2 番目の森委員は第 1 号、公民館の利用者として新任で入っていただいております。4 番目の藤高委員、5 番目の森田委員は第 2 号、地域団体の代表者として今回新しく入っていただいております。9 番目の岡本委員につきましては、第三中学校の校長先生、学校教育の関係者として新任で入っていただいております。

続きまして、もとまち公民館につきましては、1 番目の江渕委員、2 番目の大西委員は第 1 号の公民館の利用者としての新任で入っていただいております。4 番目の由利委員と 5 番目の本多委員、6 番目の桜井委員は第 2 号、地域団体の代表者として今回新しく入っていただいております。

並木公民館につきましては、1 番目の石橋委員、2 番目の佐々木委員、3 番目の佐藤委員は第 1 号、公民館の利用者として新任で入っていただいております。また 7 番目につきましては第 2 号委員として、地域団体の代表者で新しく小山委員が入っていただいております。8 番目、坂井委員は学校教育の関係者ということで十小の校長先生に入っていただいております。最後、10 番目、井上委員は第 4 号、社会教育の関係者ということで並木図

書館長として新任で入っていただいております。御審議のほどよろしくお願いたします。

(意見・質疑の要旨)

なし

(採決)

原案どおり可決(全員一致)

〔協議〕

なし

〔報告〕

1 令和2年度国分寺市教育委員会名義後援の承認結果について

(事務局からの説明)

教育総務課長 令和2年度国分寺市教育委員会名義後援の承認結果について、御報告申し上げます。

資料ナンバー1を御覧いただきたいと思ひます。年度当初の本定例会において御報告させていただいておりますが、令和2年度は計41件の承認をしております。内訳は学校指導課が5件、社会教育課が36件となっております。令和元年度は計116件の承認でしたので、昨年度に比べ、75件減っています。

承認件数減の理由ですが、新型コロナウイルス感染症拡大により、各種のイベントや行事等の自粛が理由と考えております。簡単ではございますが、報告は以上でございます。

(意見・質疑の要旨)

なし

2 令和3年度行政財産の使用について

(事務局からの説明)

教育総務課長 令和3年度行政財産の使用について御報告申し上げます。

資料ナンバー2を御覧いただきたいと思ひます。今年度も教育委員会で行政財産使用許可を行った団体の一覧として、お示しをさせていただいております。件数ですが、敷地及び施設の利用は48件、自動販売機の設置が7件、合計55件でございます。昨年度と比較いたしまして14件の減となっております。件数減の主な内容ですが、14件中半数の7件に該当する学校給食調理業務の委託事業者につきましては、市長部局の契約管財課が示す行政財産の使用許可を得ないで使用しても差し支えない案件の基準、こちらを満たしていることから、令和3年度から許可の対象外となっております。他の6件につきましては、使用許可期間が5年間ゆえ今年度は対象外となっております。

なお、資料4ページの下段に記載しております、残る1件の案件につきましては、令和3年度当初に教育部から市長部局の子ども家庭部に移管をしております。報告は以上でございます。

(意見・質疑の要旨)

なし

3 寄附の受領について

(事務局からの説明)

教育総務課長 資料ナンバー3を御覧いただきたいと思います。市内3か所の新聞販売店、読売センターさんより御寄附をいただいておりますので、御報告いたします。小学校全10校の新1年生に配布しております防犯ホイッスルでございます。今年度につきましては、児童に計1,050個の御寄附をいただき、3月26日に各学校へ配布をさせていただいております。簡単ですが報告は以上でございます。

(意見・質疑の要旨)

教育長 毎年いただいているホイッスルでございます。

4 令和3年度児童生徒数・学級数について

(事務局からの説明)

学務課長 令和3年度児童生徒数・学級数につきまして、資料4をお願いいたします。

令和3年度の学級編制が終わりましたので、児童生徒数・学級数を報告させていただきます。

小学校は、総数として学級数が191、児童数が4月7日現在で5,783人となっております。資料裏面の中学校は、総数として学級数が77、生徒数が4月7日現在で2,374人となっております。学級数は、小学校では1学級減でございますが、中学校では2学級増と、児童生徒数につきましては、小中学校ともに多くなっている状況でございます。

また、昨年の11月25日開催の教育委員会定例会にて御報告させていただきました。令和3年度以降5年間の児童生徒数等推計での令和3年度数値と比較しますと、児童生徒数につきましては若干少なくなっております。ただ、実数としましては増加傾向にございますので、今後も児童生徒数の移動状況につきましては注意深く見守っていきたいと考えてございます。報告は以上となります。

(意見・質疑の要旨)

教育長 しばらくは児童生徒数が増加傾向にあるということでうれしい話です。

5 令和2年度第3回「いじめに関する調査」の結果について

(事務局からの説明)

渡辺指導主事 令和2年度第3回「いじめに関する調査」の結果について、御報告いたします。

資料ナンバー5を御覧ください。昨年度2月に実施しました令和2年度第3回「いじめに関する調査」の結果を報告いたします。前回の調査は令和2年11月末時点での調査のため、今回は令和2年12月1日から令和3年2月28日までを期間として調査いたしました。

調査結果について資料左上の表を御覧ください。学校が認知したいじめの件数は、小学校が415件、中学校が24件でした。昨年度の同時期や前回の調査と比較しますと、小中学校ともに減少しております。認知件数の減少の一因として、学級における子どもたちの相互理解が進み、より良い関わり方ができていることなどが考えられます。中学校の認知件数

を詳しく見ると、1年生が全24件中20件を占めておりました。中でも1年生については前回36人中6人だったのが、24人中9人とやや増加しています。新しい環境に慣れ、人間関係が形成されてきたことによるトラブルの増加とも考えられます。

続いて、右下のグラフを御覧ください。「いじめられている人を知っている」と答えた人数は、小学校が188人、中学校は6人でした。昨年度の同時期や前回の調査と比較しますと、小中学校ともにやや減少しておりますが、中学校の6人のうち4人は1年生でした。先ほどの認知検査の内訳と合わせて、新年度になってから2年生の人間関係に注視する必要があると考えています。

続いて、認知したいじめの内容について御覧ください。おおむねの傾向は、前回及び昨年度の同時期と大きな違いはありませんでした。今回は重い暴力が小中学校で1件ずつ、金品たかりが小学校で1件、中学校で2件ありました。これらの行為については、被害児童生徒の心を大きく傷つけることに発展する可能性もあるため、具体的な事例として把握し、生活指導主任会を通して全校に共有することで生活指導に生かしていきたいと考えています。

最後に、左下の対応状況を御覧ください。小中学校ともに約半数が第1、2回でも認知した児童に関わる件でしたが、学期末には全て観察中となっております。対して、第3回に新規で認知した児童に関わる件では、ほとんどが観察中となっておりますが、2件だけは学期末においても対応中となっております。この2件につきましては、児童の現状の把握や家庭及び関係機関との連携などを通して丁寧に対応を進めております。学校指導課としても学校と連絡を取り合いながら、経過を確認してまいります。

今後も観察中となっている件も含め、全ての子どもたちが安心して学校生活を送ることができるよう、学校が一丸となって教育活動に臨めるよう指導を継続してまいります。また、各校に改めて調査の目的・意義を丁寧に説明し、いじめを許さないという強い気持ちを持って調査が行われるよう学校に伝えてまいります。さらにアンケートの結果から、一つ一つの状況を丁寧に受け止め、いじめを受けている子どもに寄り添いながら、1日でも早く解決できるよう学校と連携して対応していきます。

なお、この結果については6月の第1回いじめ防止対策審議会にて報告し、御協議いただく予定です。報告は以上でございます。

(意見・質疑の要旨)

教育長 説明が終わりました。御意見、御質問等ございましたらお願いをいたします。

大木委員 これは今回の結果だけではなく、今までの全体についても、学校が認知したいじめの件数に比べて、「いじめられている人を知っている」と答えた人数が非常に少なくなっております。これに関してはどのように分析されていらっしゃるのでしょうか。

渡辺指導主事 こちらに関しては、例年少ないのですが、今年度は特にコロナ禍で2カ月の臨時休業もあったことで、それぞれ人間関係が形成されていないことが、大きく影響していると考えております。

大木委員 できるだけ密にならない、あまり交流をしないように気をつけているので、関わりは少なくなり、発生件数自体が減少すると解釈できると思います。その他に、私が申したのは、学校としては小さなことでも、いじめだと御報告を上げていると思うのですが、子どもたち自身が、これはいじめであると認識していないことが多いのではないかと考えました。

例えば、あの子が悪口を言ったと子どもから先生に話ができれば、学校側はいじめだと報告されていると思いますが、実際の加害者、被害者の子どもたちだけでなく、その観察者である子どもたち自身が、これがいじめであると認識していないことが、いずれいじめにつながる危険性にもなると思います。教育委員会から学校に対して、どんな些細なことでもいじめは許さないとお話されていると思います。しかし、学校から子どもたちに対して伝わっていることが、こちら側の認識とずれている可能性があるのではないかと思います。

そのため、そういったことも含めまして、今後一層指導を充実していただければと思います。

渡辺指導主事 大木委員のおっしゃるとおりだと思います。昨年度も生活指導主任会の中で、改めて文科省の通知をもとにいじめの定義とは何かということ、生活指導主任の先生方で確認し、学校の先生自身が定義のことをもう一度確認することで、道徳の授業や普段の生活指導の中で、子どもがいじめとは何かを知る必要が確かにあると、強く感じています。今年度もその部分については、生活指導主任会等で伝えていきたいと思っております。

大木委員 もちろん裏で隠れていて、先生方では把握されているが、お友達同士としては見えていないという部分もありますので、全てとは思いませんが、これだけの数の差があるのは、その点をひとつ認識していただきたいと思って申し上げた次第です。よろしくお願いいたします。

教育長 是非先生方と話し合っていたきたいと思います。子どもたちのいじめに関する認識のずれもあるでしょう。また、いじめはなかなか見えにくいかもしれません。嫌な思いが表面的にはあらわれていないケースも、以前御説明いただいたように、本当は、一緒に遊びたくなかったが、無理やり誘われて遊ばされた。それが嫌だったから、それが1つのいじめであるというような件などは、表面的には一緒に遊んでいる姿は、いじめとは見えません。このように見えない部分もあり、子どもたちにも、その部分を理解してもらう必要があると思われました。是非先生方は具体的な例を交えて御検討いただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

その他いかがでしょうか。よろしいでしょうか。では、是非今後も丁寧に御対応いただけたらと思います。よろしくお願いいたします。

それでは、続きまして報告事項6番目と7番目は続けてもよろしいですか。算数教室、科学教室について、続けて報告をお願いいたします。

6 算数教室について

(事務局からの説明)

野村指導主事 算数教室について御説明いたします。

資料ナンバー6を御覧ください。算数教室は元横浜国立大学教授、片桐重男先生を講師として長年続いている事業でございます。児童にとって興味ある問題を取り上げ、問題解決の過程を通して、算数、数学で大切な考え方を身につけることを目的としています。今年度は新型コロナウイルス感染症対策として、参加人数を30人に制限して募集をいたしました。また、片桐重男先生におかれましては、毎回御出席いただくのですが、主な指導は御協力いただいている先生方が行うことに変更しております。

対象は、市内在住の小学校6年生、または市内の学校に通う小学校6年生です。今年度

は資料にございますように42人の申込みがあり、その他の私立の学校からの応募も多くありました。5月22日土曜日をスタートとして年間10回、土曜日に実施する予定となっております。30人での開校となりますが、今後、感染状況が改善した場合は追加の募集を予定しております。その際には、今回抽選から外れてしまったそれぞれの御家庭に、当課から再募集の連絡をし、優先的に受け入れたいと考えております。報告は以上です。

7 科学教室について

(事務局からの説明)

渡辺指導主事 科学教室について御説明いたします。

資料の7番を御覧ください。科学教室はひかりプラザの科学センター事務局を置き、科学分野の造詣の深い、市内外の小中学校の教員や専門家を講師として実施しております。今年度は新型コロナウイルス感染症対策として、定員人数を減らし各グループの人数も縮小して実施をいたします。講座は年間で5、6年生ともに11回を予定しています。以上となります。

(意見・質疑の要旨)

教育長 御意見、御質問等ございましたらお願いします。

大木委員 念のために確認をさせていただきます。両方の教室で新型コロナウイルス感染症対策として、いずれも人数を制限して開校ということですが、先ほど教育長のお話にもございましたように、感染が拡大している状況です。この感染症対策、他にどのようなことを心がけていらっしゃるかということと、今後の感染拡大に伴いまして、どのような対応をされるか、中止やオンラインに変更するのか、そのような計画がございましたらお教えください。

野村指導主事 算数教室につきましては、昨年度、講師と子どもたちの前に、アクリル板のようなパーテーション、透明なものを置きまして講師の先生が声を大きめに出す際にも、飛沫が起こらないようにしておりました。また、座席も広くとりまして、子どもたちがディスタンスをとれるように配慮しておりました。また、今年度も状況を見ながら、工夫して相談しながら進めていきたいと考えております。

渡辺指導主事 科学教室では、入り口での手指消毒、アルコール、検温、それに加えて講師の先生方はフェイスシールドをつけて、マスクもつけて対応をしております。さらに実験においては実験器具を1人1台、試験管であれば1人1本の数多くの試験管を、全て先生方が用意をして対応するよう昨年度は行っておりましたので、今年度も引き続き対応をとってまいりたいと思います。

教育長 今後、緊急事態宣言等が発出、あるいは学校が臨時休業等となった場合は、実施について中止または延期も検討することで進めさせていただけたらと思いますので、よろしく願いいたします。よろしいでしょうか。

大木委員 はい。

教育長 安全第一でよろしく願いします。

藤井委員 参考までに、どちらも参加者は抽選で決定ということですが、これは学校ごとの枠などは関係なく、応募者の中から全体の中で抽選するという形ですか。

野村指導主事 おっしゃるとおり、平等に学校の境なく全ての中から厳正な抽選を行いました。

教育長 私も確認をさせていただきたいのですが、今年度については、参加者ゼロという学校もありましたが、市民の方は全て平等に抽選をさせていただいたということで、よろしいでしょうか。

藤井委員 私も今まで、こういうものに関わったときによくあるのが、抽選になったときに誰々君と一緒にいったら行くが、一緒にでなかったら行かないというような難しい状況があり、対応が困るところがあったので、どう対応したのかと思い、質問をさせていただきました。

野村指導主事 どちらの教室におきましても、そのようなキャンセルが出た場合には、今回残念だった方に機会を確保できるように、それぞれ別の番号をつけさせていただきました、そのような方々にはこちらから御連絡をして、お誘い申し上げようと言っております。

教育長 わかりました。それでキャンセルをするのは、もったいないですね。

富山教育長職務代理者 昨年度の閉校式もそれぞれ終わったと思うのですが、算数教室と科学教室に参加した子どもたちが、どんな感想を持って終えられたのか、もし手元にありましたら紹介してください。

野村指導主事 算数教室につきましては、片桐先生からは是非とも感想を見てほしいということで、私どもや教育長で感想を読ませていただきました。A4の紙ですが、どなたもたくさん書いてくれていました。多かったのは、算数の考えることが面白くなった、算数がもっと好きになったという感想がとても多くありました。授業を見せていただいても、子どもたちが本当にそのような学びをしているのが私も感じられましたので、子どもたちにとって得難い学びになったと、うれしく拝読いたしました。

渡辺指導主事 科学教室は、学校ではできない実験がここではできるということ、それから人数が少ないので、それぞれの先生方から1対1で教えてもらえることで、よりわかりやすく授業に取り組めたことが感想の多くの意見として出てきました。

富山教育長職務代理者 片桐先生という、本当に優れた先生及びその薫陶を受けた集団というのでしょうか。そういった先生達に教わった子どもたちが、本当に算数をする心の、ワクワクする、ドキドキする面白さを味わわせていただけるのは大変ありがたいことです。また、この教室が長く続いてきていることは、国分寺市の誇りだと思います。新型コロナウイルス感染症という大変なものがありますが、是非同じようにうまくいくとよいと思います。また科学教室については、本当に素晴らしいシステムと組織をつくり、その中で子どもたちが、科学する心が育てられているのは大変素晴らしいと思います。それから、宇宙の学校をそれぞれ体験した子どもたちが、5年生、6年生になって科学教室で集約されて、7年、8年という長い中で科学する心が醸成されることも素晴らしいことです。新型コロナウイルス感染症があっても何とか乗り越えて、今年も良い科学教室、良い算数教室が展開されることを期待しています。

教育長 それでは、今年もよろしく願いいたします。

8 令和2年度寄贈図書を受領について

(事務局からの説明)

図書館課長兼本多図書館長 資料は8番になります。昨年度、令和2年度中に市内5館の図書館で受領いたしました寄贈図書の報告となります。図書館につきましては、毎年このような形で年間の寄贈図書について報告をさせていただいています。5館で昨年度受領いたしました寄贈図書につきましては、合計で、CDを合わせてですが2,650冊になります。

一昨年、令和元年度につきましては2,966冊で、約10%寄贈図書は減っていますが、貴重な蔵書となりますのでありがたく頂戴をさせていただいております。報告は以上でございます。

教育長 御質問等ございましたらお願いをいたします。

辻委員 この内訳の中に「地域資料」とあるのですが、これはどのようなものがありますか。

図書館課長兼本多図書館長 市民の活動団体で、自分たちで活動している内容の報告書等を寄贈していただいております。

辻委員 地域の歴史に関するようなものもあるのでしょうか。

図書館課長兼本多図書館長 そのような書籍も含めて資料として分類をさせていただいています。

辻委員 昨年度は、緊急事態宣言中のステイホーム期間に自宅の片づけをして、古い資料などが出てきて、どうしようかとなり、寄附の申し出があったという新聞記事等を見ました。もしも地域の方で何か父母の代のものでよくわからないが、もしかしたら価値があるかもしれないというものが、自宅や親族の家から発見されたときに、是非捨てないで寄附してくださいと呼びかけると、前回も文化財の指定のときに写真や資料があり大変参考になりましたので、もしかしたら役立つのかと思いました。図書館が呼びかけるのか別の部署が呼びかけるかわかりませんが、地域の皆さんの各お宅に眠っている貴重な資料があったら、捨てないでくださいという呼びかけは、是非していただきたいと思いました。

教育長 館長いかがでしょうか。

図書館課長兼本多図書館長 貴重な書籍になりますので、図書館も市民の方に御協力いただきまして、コロナ禍で自宅にいる時間が長くなって、家の中の片づけをする方が多くなっていると思いますので、可能な限り不用になった書籍について寄贈いただきたいということを、我々もアピールをしていきたいと思います。

教育長 もしかしたら貴重な資料が出てくるかもしれませんので、その際には是非文化財課と連携をしながら、保存についてはお考えいただけたらと思います。よろしくお願ひいたします。

それでは、以上で報告事項を終了とさせていただきます。

〔その他〕

なし

〔閉会〕

午前10時48分、教育長は閉会を宣言した。

署名委員

1 番

辻 亜希子

3 番

富山謙一

調製職員

廣瀬喜朗